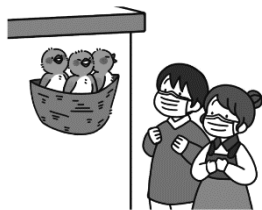


ほけんだより

令和3年4月20日（火）
六浦中学校 保健室
No. 1



入学式・始業式から2週間。もう、新しい学校・新しいクラスには慣れましたか？
4月は新しい出会いや、新しい出来事がたくさんある反面、疲れやすい時期でもあります。お家に帰った後や、休日など休めるときはしっかり休んで、体も心も元気で過ごしていきましょうね。

保健室の利用について

こんなときに利用してね

- ▷ けがをした時の救急処置
- ▷ 体調がすぐれないとき
- ▷ 心配事や悩み事を相談したいとき
- ▷ 体や健康について気になることがあるとき

（身長・体重を測ったり、視力を測ったりすることができます）

外科的な訴え

すり傷、切り傷、鼻血、
打撲、捻挫、
つき指、
やけど等

その他

相談したいことがある、
身長や体重を測りたい、
心や体、健康について
知りたい・学びたい等

内科的な訴え

頭痛、腹痛、倦怠感、
吐き気・嘔吐、貧血、
寒気等

保健室でできること・できないこと

- ◎ 体調がすぐれない場合、1時間まで休養することができます。
- × 頭痛や腹痛でも、薬を出すことはできません。
（持っている薬の飲み方などについて、相談を聞くことはできます）
- × 継続した処置をすることはできません。次の日からはお家で手当てをしてきましょう。



利用をするときの約束

- ① けがや体調不良で利用するときは、先生に伝えてから来ましょう。
- ② 保健室では、静かに過ごしましょう。
- ③ 身長や視力を測りたい人は、勝手にさわらず、声をかけてください。

健康観察をお願いします

昨年に引き続き、毎日の健康観察をお願いします。「健康観察カード」を月ごとに配布するので、毎朝、検温と健康観察を行ってください。「健康観察カード」は、登校時（部活動での登校も含む）に担任（または顧問）へ提出となります。

健康観察の結果、かぜ症状などがあり体調がすぐれない場合は、無理をせず自宅で様子を見てください。学校では、感染を未然に防ぐため、毎日の健康観察を徹底しております。ご協力よろしくお願いいたします。

けがをしたときに利用できる制度

日本スポーツ振興センターの制度を利用することができます。

Q. どんなときに対象になるの？

→A. 学校管理下のけがで、医療機関を受診し、窓口での支払いが1500円以上となる場合に、対象となります。学校管理下とは、授業中や休み時間、部活動、登下校などの場面です。

Q. 手続きに必要なものは？

→A. 手続きには、医療機関・薬局での証明が必要です。証明用紙をお渡ししますので、担任・顧問または保健室までご連絡ください。

Q. どのくらい給付されるの？給付金が支払われるまでの期間は？

→A. 医療費の自己負担額（保険診療分3割）に加算され、4割給付されます。
また、書類をご提出いただいてから2～3か月後の給付となります。

注意点

- ① 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の給付対象となる場合は、原則として、他の医療助成制度（小児医療助成制度など）は利用せず、日本スポーツ振興センターに申請してください。
- ② 受診した月から2年以内に請求を行わないと、時効となり、給付を受けられなくなります。
証明用紙をもらったあとは、なるべく早く、手続きをしてください。
- ③ 家に帰ってからのけがなど、学校管理下以外でけがをして医療機関に受診した場合は、「安全教育振興会」の手続きを行います。副校長または保健室までご連絡ください。